

令和7年度神奈川県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事は、内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「神奈川県内部統制基本方針」を策定し、財務等に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性がある。

2 評価手続

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務等に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した結果、「重要書類の紛失・誤廃棄」について、評価対象期間中の運用上の重大な不備が認められたため、本県の内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていなかったと判断した。なお、内部統制対象事務以外の事務についても、運用上の重大な不備が認められた。（重大な不備の状況は「4 不備の是正に関する事項」に記載）

4 不備の是正に関する事項

(1) 国庫補助金の収入漏れ（重大な不備）

県管理道路の歩道整備等に活用している令和6年度防災・安全交付金（国土交通省所管国庫補助金）の収入手続において、令和6年度中の収入を見込んでいたが、事業を所管する県土整備局と会計局で書類の受渡しを行う中で書類を紛失したことにより、国の事務処理期限までに必要な事務処理が行われず、国費1億3,255万2,000円の収入漏れが発生した。手続の不備を把握した後、速やかに再交付に向けた国との調整を開始し、結果として、令和8年3月に全額補填されたが、国庫補助金の収入に係る事務処理の進行管理が適切に行われていなかったことにより、県行政に対する信用の低下を招いた。

本事案を受け、令和2年度から令和6年度までの全省庁の国庫補助金について同様の不備がなかったか、全庁調査を行うとともに、国庫補助金に係る事務処理の再点検を行い、再発防止のため、会計局と事業所管局の双方で収入手続の進行管理を行う体制を構築し、チェック機能を強化した。今後も引き続き、全庁で再発防止に取り組んでいく。

(2) 財務に関する事務の不備（支払手続の遅れ）の増加

令和2年度の内部統制制度開始以降、「支出命令額の誤り」、「調定額等の誤り」、「支払手続の遅れ」、「財産手続の漏れ、誤り」に係る不備報告の割合が多く、継続して再発防止策を講じてきたところである。

令和7年度においては、再発防止策の効果もあり、不備の件数が減少したリスク項目もみられる一方で、依然として「支払手続の遅れ」に係る不備報告の割合が多く、件数も増加傾向にある。「支払手続の遅れ」の原因を確認したところ、担当職員の経理事務に関する知識不足や、担当者間での請求書等の関係書類の受渡しがされなかったなど、適切な進行管理が行われなかったことに起因する事案が多くみられた。

このような事案は、担当職員や上席職員が経理事務の基本的な知識を有し、組織的な進行管理やチェックを適切に行っていれば、防げたものである。

こうした不備に対応するため、財務に関する事務の制度所管所属として、総務局及び会計局においては、引き続き全庁向けの通知等で留意事項を発信するとともに、各種研修を充実させる。また、特に支払手続の遅れ等の不備が多い所属に対しては、総務局が毎年全所属に対して実施している不祥事防止対策の訪問指導（以下「所属訪問指導」という。）において、発生原因を検証し、不備の削減に向けた指導・助言を行うなど、より実効性の高い対策を講じていく。

[令和6年度まで増加傾向もしくは高止まりしていた財務に関するリスク]

リスク No.	リスクの内容	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
2	支出命令額の誤り	15 件	21 件	14 件	10 件	10 件	—
3	調定額等の誤り	9 件	19 件	10 件	8 件	12 件	1 件
4	支払手続の遅れ	74 件	63 件	66 件	60 件	44 件	3 件
16	財産手続の漏れ、誤り	14 件	25 件	15 件	7 件	16 件	—

※令和2年度の内部統制は、政策局、総務局及び会計局のみを対象とした。

(3) 障害者支援施設における不適切事項（内部統制対象事務以外の事務の重大な不備）

障害者支援施設である中井やまゆり園（以下「園」という。）において、施設利用者の個別支援計画の作成にあたり、利用者の意向を反映する手続を怠っていたことが判明したため、介護給付費2,027万5,966円を給付自治体に返還した。

本事案は、園において、個別支援計画作成に係る令和6年度の運営基準改正を把握していなかったことが原因である。このため、個別支援計画作成の正しい手順について、全職員を対象に研修を実施するとともに、すべての利用者の個別支援計画を再作成した。

一方で、園では、令和4年度以降重大な不備の発生が続き、再発防止に向けて取り組む中、本事案が発生したことは、運営改善が適切に行われていなかったためであると認識している。

令和8年4月の独立行政法人移行後も、県は、同法人の定款第17条に基づく、障害者等に対する虐待の防止やその早期発見等のための質問検査権を適宜適切に行使するとともに、障害者総合支援法等に基づく指導監査等を通じて、引き続き園の運営状況を確認することで、当事者目線の障害福祉実現に向けて真摯に取り組んでいく。

5 「令和6年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書」における指摘事項への対応に関する事項

(1) 概要

「令和6年度神奈川県内部統制評価報告書」について、監査委員の審査を受けた結果、評価結果に係る記載は概ね相当であると評価された。

一方で、評価手続に係る記載が一部相当ではないとの指摘や、運用上の不備の件数の減少が見られないため、引き続き不祥事防止に向けて取組の強化が求められる状況であるとの指摘があった。

個別の指摘に対する対応は以下に記載のとおりである。

(2) 対応

ア 「リスク評価シート」の報告漏れ（審査意見書「4 審査の結果」関連）

内部統制の不備は、各所属において「リスク評価シート」により漏れなく把握した上で、内部統制推進責任者に報告する必要があるが、令和6年度は1件の報告漏れが発生した。報告漏れの件数は、確実に減少してきているものの、毎年度継続して発生している。

原因は、内部統制手続の認識不足によるものであることから、その浸透を図るため、総務局からの全庁向け通知により、報告が必要な場合を列挙して示すとともに、不備を把握した場合は、定期監査結果の公表等を待つことなく、漏れなく報告を行うよう、前年度に引き続き周知した。

また、総務局では、財務監査（定期監査）等結果報告書の不適切事項等について、報告漏れがないように確認を行っている。

イ 進行管理や確認の徹底（審査意見書「5 その他指摘事項等(1)」関連）

「支払手続の遅れ」、「支出命令額の誤り」等の財務に関する事務の不備や、予算の執行に当たっての科目誤りについては、繰り返し審査意見書で指摘されてきたにも関わらず、不備が多い状況が続いている。こうした状況に歯止めをかけるため、各所属において組織的に不備を防止できる事務執行体制を構築するとともに、事務の改善や効率化にも取り組む必要がある。

全庁に向けた注意喚起のため、上席職員を含めて業務の進捗管理を徹底するよう、各所属に通知し、庁内向けポータルサイトに掲載したほか、新任会計担当者職務研修等の充実を図った。

また、特に不備件数の増加が課題となっている「支払手続の遅れ」の多くは、組織的な進行管理が機能していないために発生していることから、会計管理システムの処理期限日表示機能を活用するよう、庁内向けポータルサイト等を通じて周知を図った。

さらに、不祥事防止推進補助者研修で令和6年度の不祥事事例及び対応を周知するとともに、所属訪問指導で、進行管理体制などを確認し、「支払手続の遅れ」への対策の一つとしてWebデータベースを活用した進行管理方法を紹介するなど、再発防止策の指導・助言を行っている。

ウ 監査から指摘を受けた際の情報共有の徹底(審査意見書「5 その他指摘事項等(2)」関連)

県税事務所の差押え処分による競売配当金の会計年度をまたいだ収入手続において、県の歳計外現金口座の保管現金残高及び県会計管理システムのデータと、公金の受払額を集計した金融機関データとの間に、令和6年3月から差額が発生していた。

このことについて、監査委員より、例月出納検査において是正を繰り返し求められていたにも関わらず、会計局内での情報共有を十分行わずに令和6年度中は是正ができないものと判断し、令和7年2月までは是正していなかった。

監査委員の指摘事項を組織内で十分に共有していなかったことを重く受け止めるとともに、会計局では、当該事例を組織として確実に引き継げるよう、例月出納検査のマニュアルに留意事項及び再発防止策を加え、情報共有を徹底した。

さらに、総務局においても、所属訪問指導で、不備が発生した際に速やかに上司等に報告できる環境づくりの重要性について指導・助言を行っている。

エ 利用者への虐待(審査意見書「5 その他指摘事項等(3)」関連)

令和5年度以降、「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン」に基づき、園の運営改善に向けた取組を実施してきた。また、令和8年4月の独立行政法人移行後も、園の運営が適切に改善しているかを確認しながら、県も引き続き真摯に対応していく。

なお、全庁リスクと個別リスクの定義が明確になっていないとの指摘に対しては、あらかじめ内部統制実施要領において「リスク一覧」を定め、全庁的に業務上扱いがあると考えられるリスク(全庁リスク)を一覧にして明確化している。一方で、障害者支援施設における「利用者への虐待」など、全庁リスク以外の特定の業務にのみ生じる個別リスクについても、県民に大きな影響を及ぼすような重大な不祥事が発生した場合には、全庁リスクと同様に、「リスク評価シート」へ発生原因や背景、判明経緯、是正状況、今後の改善事項等を記載して、内部統制推進責任者に報告している。

令和8年6月30日
神奈川県知事 黒岩 祐治

【附属資料】

目 次

1	内部統制の整備及び運用に関する事項	1
(1)	内部統制の目的	
(2)	内部統制基本方針	
(3)	対象事務	
(4)	取組の視点	
	ア 業務の効率的かつ効果的な遂行	
	イ 財務報告等の信頼性の確保	
	ウ 業務に関わる法令等の遵守	
	エ 資産の保全	
(5)	内部統制の実施体制	
2	評価手続	3
(1)	評価対象期間	
(2)	評価基準日	
(3)	評価対象所属	
(4)	評価の方法	
	ア 全庁的な内部統制の評価	
	イ 業務レベルの内部統制の評価	
3	評価結果	3
(1)	全庁的な内部統制の評価	
(2)	業務レベルの内部統制の評価	
	ア 財務（会計、財産管理）に関する事務	
	イ 情報管理（ＩＣＴ、重要情報保護、文書）に関する事務	
	ウ その他全庁的なリスク（サービス等）を有する事務	

本附属資料は、「令和7年度神奈川県内部統制評価報告書」に記載した「内部統制の整備及び運用に関する事項」、「評価手続」及び「評価結果」についての解説を目的として作成したものです。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 内部統制の目的

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）では、「地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである」とされています。

そこで、本県の内部統制は、知事のリーダーシップの下、事務処理の適正さを確保する上でのリスク^{*1}を評価及びコントロールし、もって県政に対する県民の信頼確保を図ることを目的としています。

(2) 内部統制基本方針

本県では、職員一人ひとりが主体的に業務上のリスクを評価・コントロールし、組織的対応の強化を図るため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日に神奈川県内部統制基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

(3) 対象事務

次に掲げる事務を本県における内部統制の対象事務としています。

- ・ 財務（会計、財産管理）に関する事務
- ・ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務
- ・ その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務

(4) 取組の視点

ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織としてチェックを行う事務処理体制の構築を進めるとともに、組織内での業務の進捗状況や課題の共有、報告・連絡・相談による情報共有の重要性を改めて認識することにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

イ 財務報告等の信頼性の確保

決算の意義や重要性を改めて認識し、チェックを組織的に行う対策を講じるとともに、日々の業務プロセスにおけるルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性の確保を図ります。

* 1 事務処理の適正さを確保する上でのリスク

財務に関する事務19項目、情報管理に関する事務12項目、その他全庁的なリスクを有する事務9項目の計40項目です。

ウ 業務に関わる法令等の遵守

公務員として、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観が求められているという自覚と責任感を持つとともに、根拠法令等を理解し、業務に関わる法令等を遵守します。

エ 資産の保全

県が保有する資産の現況や課題を把握し、資産の取得や管理、利活用、処分等の適切な運用を行い、資産の適正な保全を図ります。

(5) 内部統制の実施体制

基本方針に基づき、「神奈川県内部統制に関する要綱」を作成し、次の体制を整備・運用しています。

【内部統制総括責任者】

本県における内部統制を総括するため、内部統制総括責任者を置くこととし、総務局長を充てています。

【内部統制推進責任者】

本県における内部統制を推進するため、内部統制推進責任者を置くこととし、総務局総務室長を充てています。

【独立的評価責任者】

本県における内部統制を評価するため、独立的評価責任者を置くこととし、総務局組織人材部長を充てています。

【制度所管責任者】

内部統制対象事務の推進及び評価を補助するため、制度所管責任者を置くこととし、次表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる者を充てています。

区分	制度所管責任者
財務に関する事務	総務局財産経営部長 会計局副局長 県土整備局河川下水道部長
情報管理及びその他全庁的なリスクを有する事務	政策局知事室長 政策局政策部長 総務局総務室長 総務局デジタル戦略本部室長 総務局組織人材部人事課長 総務局組織人材部文書課長

【内部統制推進者】

所属における内部統制の推進を図るため、所属に内部統制推進者を置くこととし、各所属の長を充てています。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 評価基準日

令和8年3月31日

(3) 評価対象所属

知事部局の全ての所属

(4) 評価の方法

ア 全庁的な内部統制の評価

独立的評価責任者は、ガイドラインに掲げられた全庁的な評価項目について、必要に応じて各制度所管責任者等への質問や記録の検証を行った上で、評価項目ごとに有効性の評価を行います。

イ 業務レベルの内部統制の評価

内部統制推進者がリスク対応策^{*2}に関する運用状況^{*3}の自己評価を行った上で、制度所管責任者がリスク対応策に関する整備状況^{*4}の自己評価を行います。

独立的評価責任者は、これらの自己評価について有効性の評価を行います。

3 評価結果

(1) 全庁的な内部統制の評価

評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

その結果、内部統制の基本的要素である全ての項目（「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」）について、不備が確認されなかったため、全庁的な内部統制は有効であると判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

対象事務の評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

* 2 リスク対応策

制度所管責任者が、所管する内部統制対象事務のリスクに対して、整備及び運用している全庁的な対応策のことであり、各所属においては、内部統制推進者の責任の下、リスク対応策を実施しています。

* 3 運用状況（の評価）

リスク対応策や内部統制の実施体制どおりに運用されているか、実際に発生した対象リスクを踏まえ評価します。

* 4 整備状況（の評価）

規程や内部統制の実施体制など、リスクを低減する仕組みが整備されているか評価します。

ア 財務（会計、財産管理）に関する事務

19項目のリスクのうち、整備上の不備*⁵は認められませんでした。また、運用上の不備*⁶は11項目（157件）認められましたが、重大な不備は認められませんでした。

そのため、本県の「財務に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
1	予算の執行科目の誤り	－	不備あり	10
2	支出命令額の誤り	－	不備あり	15
3	調定額等の誤り	－	不備あり	9
4	支払手続の遅れ	－	不備あり	74
5	預け金、差し替え、一括払い等	－	－	－
6	契約締結前の履行	－	不備あり	12
7	入札設計金額の誤り	－	不備あり	7
8	入札公告の誤り	－	不備あり	12
9	入札予定価格、最低制限価格の誤り	－	不備あり	1
10	不適切な重要物品の管理	－		－
11	不適切な境界管理	－	－	－
12	不適切な建物、工作物、立木の維持・安全管理	－		－
13	消防用設備等の点検の漏れ、誤り	－	－	－
14	不適切なアスベスト管理	－	－	－
15	不適切な庁内保安全管理	－	不備あり	1
16	財産手続の漏れ、誤り	－	不備あり	14
17	無体財産権の利用許諾手続の誤り、漏れ	－	－	－
18	県有財産台帳への登録の漏れ、誤り	－	不備あり	2
19	建築基準法に基づく定期点検・要正工事の実施漏れ	－	－	－
合 計		－	(11項目)	157

* 5 整備上の不備

内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の状態にあることです。

* 6 運用上の不備

整備段階で意図した内部統制の効果が得られておらず、結果として対象リスクが発生した状態にあることです。

イ 情報管理（ＩＣＴ、重要情報保護、文書）に関する事務

11項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。また、運用上の不備は6項目（42件）認められましたが、重大な不備は認められませんでした。そのため、本県の「情報管理に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容※	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
20	コンピュータウイルス感染	－	－	－
21	私物機器等の使用	－	不備あり	1
23	ソフトウェアの不正使用・コピー	－	－	－
24	内部不正による情報漏えい	－	－	－
25	パソコンの画面ロック不徹底	－	－	－
26	マイナンバーの漏えい・紛失	－	不備あり	1
27	電子メール、ファクシミリ of 誤送信、郵便の誤送付	－	不備あり	33
28	認証情報の不適正管理	－	－	－
29	アクセス権の不適正管理	－	不備あり	1
30	機器等の紛失	－	不備あり	2
31	外部記録媒体等の不適正管理	－	不備あり	4
合 計		－	（6項目）	42

※ 情報セキュリティ保護の観点から、No.22「サポート切れソフトウェア使用」についての項目は、非公開としています。

ウ その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務

9項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。一方、運用上の不備は7項目（33件）うち重大な不備*7は1件認められました。そのため、本県の「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていなかったと判断しました。

（評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
32	セクハラ・パワハラ・マタハラ	－	不備あり	3
33	旅費の不正受給	－	－	－
34	通勤手当の不正受給	－	－	－
35	所属での公印（印影を刷り込むもの、事前押印を含む）の不適切な管理	－	不備あり	1
36	誤記載、誤掲載	－	不備あり	11
37	重要書類の紛失・誤廃棄	－	不備あり （うち1件重大な不備）	7
38	申請書等の未処理	－	不備あり	9
39	条例等の誤り	－	不備あり	1
40	書類等の偽造	－	不備あり	1
合 計		－	（7項目）	33

* 7 重大な不備

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い、もしくは実際に生じさせた状態のことです。